

政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項 についてのとりまとめの取扱い

- 政治資金適正化委員会は、法律上、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができること定められており、各士業団体や登録政治資金監査人、政党・政治団体等から寄せられた意見等を踏まえ、当該事項についても検討を行ってきた。
- 前回の委員会では、当該事項について、当委員会の今回の委員任期の満了時まで一定のとりまとめをすべく引き続き検討を進め、時期や内容を選びつつ、必要に応じ、委員会の検討経過の公表又は建議を行うことについて検討を行ったところである。
- 一方、世界にも類を見ない政治資金監査制度は、まだスタートしたばかりであり、スタートさせるに当たってのこれまでの当委員会の取組みや検討の状況、今後の方向性について、今後の委員会の検討に資するため、当委員会の今回の委員任期の満了時まで総括的にとりまとめを行うとともに、国民に明らかにすることが適当である。
- したがって、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項のとりまとめについては、任期満了までに建議すべき事項の外は、内容を選びつつ、政治資金適正化委員会における全体の取組み及び検討状況のとりまとめの一環として盛り込み、任期満了時まで一体として公表することとしたらどうか。

政治資金適正化委員会における取組み及び検討状況のとりまとめ イメージ

1 はじめに

- 世界にも類を見ない制度と言われている政治資金監査制度を腐心しながら円滑にスタートさせることができたが、当該制度はまだ緒についたばかりである。
- 政治資金適正化委員会の第一期の委員任期が満了するに当たり、これまでの当委員会における取組みや検討の状況や今後の方向性について、国民の目に明らかにするとともに、今後の委員会の検討に資するため、総括的にとりまとめを行う。

2 登録政治資金監査人の登録及び研修状況

- これまでの取組み
- 今後の方向性

3 政治資金監査に関する具体的な指針

4 権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針

5 政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項

(1) 「領収書等」の必要記載事項

- 現在の取扱い
- 検討すべき事項
- 検討の方向性

(2) 金銭を伴わない収入又は支出の記載方法

(3) 前払式証票による支出の記載方法

(4) 後払式証票及びクレジットカードによる支出の記載方法

(5) 会計帳簿への相手方住所の記載

(6) 収支報告書の訂正手続き ※第5回委員会では別資料にて検討

(7) 収支報告書に記載すべき支出の区分

(8) 業務制限の範囲

(9) 年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査等

(10) その他の事項